

平成28年度

東近江市農業委員会  
第3回農業振興部会議事録

1. 開催日時 平成28年8月25日（木）午前9時30分から午前11時35分
2. 開催場所 東近江市役所 新館318議室
3. 出席委員 19人 欠席委員 1人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	11	出
2	出	12	出
3	欠	13	出
4	出	14	出
5	出	15	出
6	出	16	出
7	出	17	出
8	出	18	出
9	出	19	出
10	出	20	出
会長		議長	15番委員

4. 農業委員会事務局職員

局長	出
次長	出
主幹	出

5. 議題

- (1) 平成29年度「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書（案）について
- (2) その他

6. 会議の概要

議長 ただ今から、東近江市農業委員会 平成28年度第3回農業振興部会を開会致します。  
 部会の現数20名のうち、現在の出席者数は19名、欠席者数は1名であり、この部会は成立致します。  
 続きまして、議事録署名委員の指名であります。

議席番号5番 ●● ●●委員、6番 ●● ●●委員を指名致します。  
どうぞ、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、協議事項に入ります。  
最初に、平成29年度「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書（案）についてを議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 本日の資料を確認させていただきます。本日の資料はA3の資料2つを用意させていただいています。1つは、「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書事項別比較資料と、各検討チームでお取り組みいただいたとりまとめ票を項目別に一覧にした資料の2つです。  
本日は「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書事項別比較資料で説明させていただきます。  
2ページを開いていただきますと、平成27年度、28年度、29年度と現農業委員の皆様が取り組みいただいた、昨年度までは「建議」の状況、今年度からは「意見書」という形で、3段表にしています。この一番右側の平成29年度意見書（案）で説明させていただきます。  
各検討チームから提出いただいた事項をできる限り反映させる形で進めてきました。従来から出ていた意見を膨らませる形での素案となっていますことにご了承をお願いします。  
7月の農振部会で多く出されていた意見、内容を大きく6つの項目に分類いたしました。順に説明します。  
1つ目は「担い手の育成・確保」、2つ目に「(仮称)地域農業戦略推進会議の設置」、3つ目は「有害鳥獣対策の強化」、4つ目は「遊休農地の解消」、5つ目に「特産振興の推進」、6つ目には「新たな農業委員会制度の構築」の6つの柱に分類しました。これらの6項目は、農業委員会の最大の使命である「農地等の利用の最適化の推進」の内容を網羅しているものと考えています。  
それでは内容ですが、2ページをご覧ください。前文を朗読させていただき、後ほどご意見を賜りたいと思います。  
貴職におかれましては、3つの理念と5つの基本政策のもと、強く豊かな東近江市の実現に向け日夜ご尽力されていることに敬意を表します。特に、市の基幹産業である農業につきましては、基本政策の一つに掲げられ、積極的な施策を推進し農業の育成を図っていくとされ、深いご理解と積極的な施策を推進されていることに感謝申し上げます。我が国の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷等、これらに起因する遊休農地の拡大と食料自給率の低下など様々な問題に直面しています。  
政府は、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定して、農業政策の見直しを行いました。が、収益性を確保できる一部の農業者に農業を担わせる傾向が強く、高齢化の進行と相まって、多数の零細農家が淘汰される危険性も懸念されています。  
このような状況の中、本市における農業・農村を取り巻く状況は、「農業従事者の高齢化」や「後継者・担い手の減少」による「地域活力の低下」や「遊休農地

の増加」、「有害鳥獣による農作物への被害」等、喫緊の課題が山積みしております。また、農業・農村が持つ国土保全・水源涵養・景観形成等多面的機能についても、地域の共同活動によって支えられていますが、その多面的機能の発揮にも支障が生じており、永年にわたる営農作業を通じて培ってきた人間関係と独自の地域文化が失われてしまう危険性も否定できません。このため、農業・農村が有する多面的機能が今後とも適切に発揮されるよう、農村地域の活性化の取り組みが求められています。このような窮状にある今こそ、意欲ある農業者を一人でも多く掘り起こし、将来に希望を持って農業に従事し、収益を上げることができる環境を早急に整備していくことが必要であると考えます。

今年、本市の農業・農村の将来像と進むべき方向性を示し、今後の農業・農村振興を計画的に推進していくための指針となる「東近江市農村振興基本計画」(アグリプラン)が策定され、その中では5つの基本方針と、20項目におよぶ基本施策が示されました。本市の10年後を見据えた計画であり、今後の取り組みについて大いに期待しているところであります。

農業委員会等に関する法律に明記されているとおり、我々、農業委員会の最大の使命は、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)であります。

農地等の利用の最適化を推進するため、農業委員として地域の先頭に立ち、各農家との調整を行うことで、新規参入の促進や人・農地プランの策定などに積極的に取り組み、美しい活力ある農村を将来にわたって継承していけるよう、本市農業の新たな魅力と価値を創造しながら守っていく決意であります。

東近江市農業委員会として、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等について、東近江市長等に対し以下のとおり意見を提出します。

以上が、前文としてまとめております。

一旦、ここで切らせていただいて、委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。

- 議長 ただ今説明のあった前文についてご意見等お伺いしたいと思います。
- 5番 積極的な施策を推進し・・・とあるが、具体的にはどんな施策か。
- 事務局 今まで無かった市の農業基本計画についても、今年7月にまとめられ、10年先を見据えた農業施策を明確化したものになっていることは、建議の取り組みの中から予算化された経過もあり、大きな施策ではないかと思えます。
- 2番 農地等の利用最適化推進委員とあるが、前に話していたのは農地利用の最適化推進委員ということだと思っていたが、「等」がつくと何か変わるのか。
- 会長 今回の改正の趣旨として、農業委員会の業務について、許認可業務に加えて農地流動化の推進役という役割を大きく出された。それを前文の中に取り入れてもらっているということ。
- 事務局 今日の午後からの全体会議の中でもお話をさせていただきますが、農地利用の最適化推進委員については、最適化推進の業務を、農業委員と一緒に活動を展開

開していただくものと考えています。

議長 他に無いようですので次に進めてください。

事務局 それでは、3ページからご覧ください。

まず1つ目の大きな項目として「担い手の育成確保」です。

(1)で「人・農地プランの推進と担い手育成支援について」ということで、これは各検討チームそれぞれから揚げていただいた内容でしたので1番目に持ってきました。

本市におきましては、今日まで地域ぐるみや集落ぐるみで農業を推進し、地域農業や農村社会の振興を図ってきました。こうした中、農業が厳しい状況に直面している中で、5年、10年先の地域農業のあるべき姿を見据えた持続可能な力強い農業を実現するために、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」を作成する必要があります。

しかしながら、半数の集落においては未だ取り組みがされておらず、担い手不足は一層深刻な状況です。

農業基盤が整備され集落営農の法人化に進んでいる集落がある一方で、基盤が確立されておらず、担い手や作り手がいない集落等地域格差が生じています。そういうことから

①「人・農地プラン」の策定づくりに対する市独自の支援対策を講じるなど、「人・農地プラン」等の施策を積極的に推進され、プラン策定を加速化されたい。

また、新たに担い手として女性農業者が意欲的に農業に取り組めるよう家族経営協定の締結促進、女性が活躍する農業法人等への支援など、女性の社会参画促進支援措置を講じられたい。と追加しています。

②つ目には、法人となった経営体へは運営や設備投資に対する支援を、また法人には届かない小規模な集落営農組織に対しては、機械導入や営農組織を維持するための支援制度を創設されたい。と支援策を具体的に記しました。

④つ目ですが、集落の枠を超えた集落営農法人への組み替え等を検討できるような指導體制を整えられたい。

⑥つ目に、認定農業者の認定基準に、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件等を話し合いにより取り決める家族経営協定の締結を項目に追加されたい。と、昨年度は審査会において検討をすると回答をいただいておりますが、継続してあげております。

そして、(2) 農業生産基盤の整備充実と優良農地の維持保全です。

農業基盤整備事業の進捗状況は平成28年3月末現在で90.5%まで進捗しておりますが、未整備地区については、一部の同意が得られないことで事業が進展していないことから、事業実施計画の採択基準について、地域事情を考慮した上で条件緩和措置を講ずるなど、早期整備を図る等の対策も必要と考えます。

すでに整備され長年が経過した地域では、基盤施設等の老朽化が著しく、基盤施設の長寿命化や更新整備が必要です。

農地や農業用水などの資源の日常管理を、非農業者を含む多様な主体の参画によ

り地域ぐるみで行う「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」は、低下した集落機能の回復や農業用施設の機能維持、遊休農地の発生防止や抑制、景観形成、生態系保全、水質保全への取り組み等大きな成果を挙げています。この共同活動を農村集落の地域振興策とし、今日までの取り組みがさらに発展するよう集落を誘導し、推進することが必要です。

次の施策を講じるための予算確保を図られたい。

②担い手への農地集積目標を達成するためにも、既存施設への更新整備、農家レベルによる畦畔除去などの簡易なほ場整備など農地の耕作条件改善事業を着実に進められたい。と、新規であげています。

④つめですが、農地の持つ多面的な機能を維持していくためには、耕作者だけでなく非農業者を含めた多様な主体による取り組みが必要であり、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」等を足掛かりに、地域ぐるみによる農業基盤の維持活動をさらに充実し推進されたい。

また、新たに創設された「防災減災型（田んぼダム）」の制度についても、広域的な取り組みとして事業の推進を図られたい。これも新規で追加しました。

⑤つ目に、伊庭内湖の湖底に泥が堆積して水深が浅くなり、水温の上昇で水質汚染が懸念される。関係部署と連携し、農産物や生態系への影響調査を実施するなど温暖化対策を早急に図られたい。また、防災・減災の観点からも、浚渫等事業化が図られるよう、県・国へ要請されたい。を付け加えました。

続いて、(3)農村における若者の定住促進と農業・農村の活性化についてです。こちらは各検討チームからの意見はありませんでしたが、継続した形であげております。

①農村集落における若者の雇用や住環境、生活環境、子育て環境等定住や移住しやすい環境づくりなど、若者や子どもも農村集落に定住できる対策を講じられたい。ということであげています。

③つ目には、農業や農村の有する資源をはじめ、空家利用、農家民泊や農家レストラン、田舎体験等を活用し、都市住民や消費者等との交流、新規就農等の促進等活性化への取り組みを推進されたい、という形で継続してあげています。

最後の(4)TPP交渉については、今年度の5月に開催された全国農業委員会会長大会の政策提案に基づきあげています。

TPP協定の国会論議にあたっては、農業者をはじめ広く国民の理解を得るべく十分な審議を尽くす必要があります。また、国内対策については、政府において新規事業ならびに既存事業の予算増額等の対策が講じられていますが、TPP協定の合意内容は固定的なものではなく、その影響は広範かつ中長期に及ぶと考えられることから、予期せぬ事態への臨機な対応措置をはじめ、農業者の声を踏まえて長期的な視点にたった制度・施策の運用を図るよう、県や国に強く働きかけていただきたい、という形でまとめました。

以上、「担い手の育成・確保」をテーマにまとめています。

また、ここで一旦切らせていただいて、委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。

議長 今説明のあった1.担い手の育成・確保についてご意見を頂戴したいと思います。

5番 基盤整備は90.5%まで進捗しているが、まだ未整備の地区は大きな問題があると思う。それから、担い手の問題だが、少子化で若者が減るという現象はどこでも見られることで、中山間地だけでなく、平地の農村でも減っている。私の隣の集落もようやく基盤整備に掛かれるが、出来上がっても中核となる担い手が高齢化し、若者もいないと聞いている。ここが特別ではなく、他でも同じ状況である。私の集落でも、今の営農組合の中核は65歳から70歳くらいで、後10年もすると大変な状況になりそうだと若者も心配している。また、中野地区の今崎町のように基盤整備ができていないところは、半数以上の農地が保全管理状況になっているようだ。この問題については、遊休農地解消の中で特別に扱ってもらって、市の農政部局ともこれをテーマにして議論してもらいたい。

2番 ②番について、「小規模な集落営農組織に対しても、不利益にならないように、機械導入や営農組織を維持するための支援制度を創設されたい。」と表記してはどうか。農業の法人化や個人起業はリスクがあるが、法人化しないと不利益が生じるような話が聞こえてきている。この前の研修で聞いた甲良町法養寺の農事組合法人の話は、ある意味我々の未来を知る話でもあったが、やはり法人化にはリスクがあるとのことであつたので、どうしても法人化できないという集落も多々あると思う。そういうところが不利益にならないようにと思ひ提案した。

事務局 国の補助金が法人化や一定の規模でないと得られないという状況になっている。法人化の途中であつたり、法人化しても規模が小さかったりすると、補助要件を満たさないで、そこのところを市が支援してもらいたいという趣旨の意見だったと思います。

2番 法人化を進めることには問題はないが、先ほどの法養寺の役員の著書にも、法人化して金儲けの方向に走ると、今まで応援してくれた人も止めてしまう。役員まかせになり、誰も手伝いに来てくれなくなると書かれている。集落営農は良いことでありしなければならないが、法人化はリスクがあるようなニュアンスだった。

会長 まあ、ケースバイケースで一律には行かないかもしれないが、今後かなり大きな面積を集積していかなければならない。あるいは経営体を集約していこうとすると、法人化という方策がある。地域によってはそこまで持って行けない集落もあるだろうが、概ねのところは法人化を目指してということでご理解願いたい。

17番 法人化しているところ、していないところも色々なケースがあると思う。そこは、地域の実態に合った一番良い方法をどう見つけるかということ、行政が指導していくことが大事だと思う。先ほどの話にあつた法人のやりかたには反対であり、基本的には集落でなんとか支えながら農業を継続し、その先には法人化して国の補助金ももらいながら、地域の繁栄に生かしていく。若者がいる、いないは集落間の差が大きく、その原因の調査をしないといつまでも高齢化、少子化、若者がいないという状態が続くことになる。原因を追及しないといけない。やはり、集落の中で農業が成り立って集落が成り立つ。そういう法則を見つけていくことが

我々の仕事だと思う。

16番 この問題は私も常々提起しており、法人化まで行かない集落営農に対して、色々な助成、支援をしてほしいとことある毎に言ってきたが、それはないということであった。この文章では、小規模営農組織への支援制度を創設されたいということで、東近江市は特別にそういった制度を創ってくださいということですから、一歩進んだ提案と理解し、支持できるものだ。

議長 他にありませんか。  
無いようですので、次に進みたいと思います。

事務局 それでは次に、6ページの2.「(仮称)地域農業戦略推進会議」の設置という項目に入ります。  
これについても、各検討チームから、農業者や地域、農業関係団体、行政、JAが互いに情報等を共有しながら進めていく必要があるということで、提言いただいたものです。  
8行目からですが、今日まで地域ぐるみや集落ぐるみで農業を展開し、家族農業や地域に根ざした担い手によって、持続可能な地域農業や農村社会、農村における若者の定着、農村文化の伝承などが育み守られてきました。市の基幹産業である農業は、地域の特色を活かした多種多様な農業経営が展開されており、農業者や地域、農業関係団体、行政が互いに情報や課題、目指すべき方向等を共有し、協働して取り組む体制のもと、地域農業の推進を図っていかねばなりません。そのためには、①市内各地域では、地域の特色を生かした営農活動が展開されているとともに、行政と共に農業振興の推進母体である各JAにおいて、地域農業の振興に取り組まれています。  
このことから、農業者や地域、農業関係団体、行政が緻密な連携を強化するため、旧市町単位(コミセン単位)に「(仮称)地域農業戦略推進会議」を設置し、地域農業を創造するきめ細やかな推進体制を構築するよう求めています。また、戦略会議においては、女性や青年など幅広い年代層の参画により地域の課題やめざす姿を共有し、活力ある農村集落を創生すること、と新たに付加えました。  
次に、②平成28年7月に策定された「東近江市農村振興基本計画」に示された基本施策に沿って、各地域で目指す方向が実行されるよう、地域農業の活性化に即行する取り組みを推進されたい、と付け加えました。  
続いて7ページに入ります。3. 有害鳥獣対策の強化ということであげています。有害鳥獣による農作物被害は、中山間地域を中心に平坦地域まで拡大しており、農産物だけでなく人身にも危険が及んでいます。農家の生産意欲を減退させ、農地の遊休化の原因の一つとなっています。  
二ホンザルについては、捕獲数制限が低く設定されているため、個体数の調整が困難であることから、農作物被害だけでなく人への威嚇や攻撃など人的被害も報告され、子育て世代の若者たちが地域・集落を離れる事態も懸念されています。  
①として、昨年度は新規事業として二ホンザル個体数調整業務により、抜本的解消に向けた取り組みを実施されている。この事業を契機にさらなる対策に努められたい。また、大学や自然保護団体等と連携して、個体数を調整するための抜本

的な対策について協議する場を設置されたい、と新規で追加しました。

②つめに、個体捕獲に対する直接補助や防護柵の設置に対する支援の継続と拡充を図られたい、と継続してあげています。

また、③県内外から里山再生のための支援隊を募り、地域や集落が一体となって野生獣の棲家となっている河川や里山の草木の伐採等を実施し、野生獣の出没しにくい環境整備に努めていただきたい、とこちらも昨年度から継続してあげています。

以上、「地域農業戦略推進会議の設置」「有害鳥獣対策の強化」をテーマにまとめています。再びここで一旦切らせていただいて、委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。

議長 今説明のあった2番、3番についてご意見を頂戴したいと思います。

10番 地域農業戦略推進会議を各コミセン単位ぐらいでやるというのは良い提案だと思う。私の地域では誰もやらないような状況ですが、コミセン単位でもできれば、少しでも明るい方向性が見えるのではないかと思う。また、獣害対策などは個々の家や営農組織でやるというより、地域でやらなければいけないということで、それも含めて地域で戦略を練ってもらった方が良いのではないか。小さな営農組織も最終的には大きな組織に結びつけていかないといけない、そのようなことも、このような会議があれば進みやすいと思う。一般住民も巻き込めるような戦略会議であれば、農業者以外の関心も引きつけられるのではないか。様々な人達が集まり運営できるような設置の仕方を市に要望してほしい。

5番 集落により特徴、状況が違うので、それをひとまとめにして、非農家も対象にしていくというのは、実際には困難なことではないかと思う。一般的な農政に対する考え方で皆が話し合うことぐらいはできるだろうが。

事務局 これは何年か前にも出させていただいた話で、何のことかということ、現状は行政と地元との距離が離れてしまっており、集落の農業組合長、農協、行政が旧町単位ぐらいで距離を縮めてできる体制が必要ではないか、ということです。農業組合長に年1回集まってもらうだけで、地域、行政、農協が情報交換や課題の共有ができていない状況のため、特に米の価格が下落している現在では、三者が一体となっていかなければいけないということからの提案です。

6番 今、行政と農協との連携は非常に悪い。また合併してから、支所には農政関係の職員がいなくなり、農家と行政も離れてきている。農業組合長会議も年1回だけで、後は行政から文書が来るだけ。農協も、営農組合が大規模化して法人化すると皆、非農家になるため、正組合員が減ってきて、農協との関わりが無くなって来ている。こういう状況になっているので、ここに書いていることは非常に重要なことであるが、書き方が少し弱いように思える。もっと現状を踏まえた中で、この推進会議を持ってもらいたいと思う。

5番 法人化すると女性が農業の仕事から解放されて、農作業に出てくるのがなくな

っている。

- 事務局 法人化はあくまで手段であり、国の補助金を有効に取ったりすることができるためのもの。農地を預けてしまうと土地持ち非農家が増え、農家同士のコミュニケーションもなくなってきている。これは、各法人、地域で創意工夫をしてもらわなければなりません。米・麦・大豆については大型機械化により女性の出番はないという状況ですが、例えば施設園芸等で女性の活力を生かしていくとか、先ほどの法人でも、地域の全ての人が集落営農を支えていくように変えていかないと、結局経営だけになってしまい集落とかけ離れてしまうと意味がないので、法人化しても各々で創意工夫はしていってもらわないといけないと思います。今、市は「アグリプラン」を策定しましたが、推進体制が必要だろうということです。地域別に組織を作って行政と市民が一つになり、施策についての議論の中から総括されたものを市の施策へ反映させていく。そういう仕組みができていくと、様々な課題への取り組み方も議論される。戦略推進会議に年に何回か集まってもらえば、そこで要望や課題を共有できるし、行政もそれを直接知ることができる。そういう体制が必要ではないかということです。
- 10番 まちづくりもまち協を中心に地域で、福祉も地域包括センターでという流れになっており、そこに農業関係も地域でやれば、それぞれの連携がうまく取れるのではないかと。もっと早く地域に下ろしていくことが大切ではなかったかと思う。農協も各地域に支店があるが、経営的にも苦しい部分があり、農協だけで6次産業化もできないし、できれば地域に包括的な、相談にも乗ってくれるところがあれば、仲間作りもやりやすいし、戦略推進会議があれば地域としても本当に良いのではないかと思う。このままでは農業をやってくれる人が本当に少なくなってしまうし、農協の影響もなくなってしまうので、是非ともお願いしたいと思う。
- 8番 今のような地域での話はとても大事なことで、必要だと思うが、そのような場に1軒の家から出るのはほとんどが男性であり、男性の代表の中で話が決められてしまって、女性に報告がされないことがほとんど。情報が女性に入っていないのでついていけない。そういう現状がある中で、女性としては情報共有もしたいし、交流もしたいと思っている。戦略推進会議にもぜひ夫婦で出席できるような声掛け、環境作りをお願いしたい。
- 17番 事務局の案には総論として賛成なので、なんとか進めてもらいたい。何人かでやるのではなく、地域でやろうとすれば、行政、JA、集落と農家が基本的なところできちんと連携できてないとだめだろうと思う。JAも厳しいとは思いますが、地域に入ってきてもらって指示してもらおう。農協も小さいとちゃんとまとまっているが、組織が大きいとそうはいかない。そこをきちんと結びつけることも含めてこの会議は必要だと思う。もちろん行政の指導が必要で、きちんとしてほしい。
- 14番 かなりJAについてご指摘をいただいているが、現状を報告してご理解をいただきたいと思う。小椋市長になってから、市長と4農協のトップと幹部、農林部局が年1回ではあるが会合を持っている。それぞれが思いをざっくばらんに話をし

ながら進めている。アグリプラン策定についても、各委員は出ているが、各農協の農業振興計画との整合についても市長との話し合いを行っている。アグリシステムで加工キャベツなどをやっており、今現在湖東、蒲生、東能登川で1団地10haということで、農協間連携として、加工キャベツの国の補助金を取りに行っている。また、農家組合員の所得向上と地域農業の振興を、自己改革ということでやっている。ただ、農家がだんだんと減ってきて、顔と顔がつかないというのが一因かなとも思う。地域農業戦略推進会議は非常に良いことだと思うが、法人化なり、経営なりということになると、誰がそこを引っ張っていくのか、個人的には、再生協議会単位くらいで分けてされるのが良いのかなとも思う。そのへんは、摺り合わせの中で進めていけばよいのかなと思う。

議長 他にありますか。  
無いようですので、次に進めます。

事務局 それでは7ページの下段、「4. 遊休農地の解消」という項目に入ります。遊休農地の発生要因を考察してみると、「高齢化・労働力不足」をはじめ、「域内に引き受け手がいない」、「農産物の価格低迷」や「収益が上がらない」、中山間地域では「不整形で小規模な農地で効率が悪い」や「鳥獣被害が大きい」ための割合が大きくなっており、農業経営環境の悪化とそれに伴う生産意欲の減退が大きな要因となっています。

そこで、①農地復元再生については、耕作放棄地再生利用緊急対策事業による支援だけでなく、市の独自の支援策を講じるとともに、不在地主に対し、農地の利用権設定等の制度についてPR周知させる等の取り組みを強化されたい。

②つ目に、「経営所得安定対策」、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」、「中山間地直接支払い制度」など農地に関わる諸施策を活用して遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組みを確立されたい。また、自治会が取り組む「農地・水環境」の取り組みと絡め、地域での管理システムづくりを構築されたい。

③つ目に、農地中間管理機構は、平場の条件が整った農地は借り受けても、中山間地域等条件不利地の農地は借り受けないとされている。これでは、ますます遊休農地が増大することが危惧されるため、この機構が真の意味で有効な対策となるよう国や県へ働きかけられたい。

④つ目は、農地中間管理機構が借り受けない農地について、一定条件の下、新たな受け手が見つかるまでの間、農地を適正に管理する集落営農組織の育成、JA・円滑化団体等による保全管理を行う仕組みを構築するための検討をされたい、を新たに追加しました。

⑤つ目には、自己保全農地を有効活用した市民農園の開設等推進を図られたい、という形であげています。

続いて、「5. 特産振興の推進」に写ります。

(1) 特産振興並びに6次産業化の推進ということで、地域特産振興を一層推進し、ハウス等集約的農業により兼業農家や高齢者・女性・青年なども取り組め、農業生産意欲の向上を図る必要があります。

果樹や野菜等の園芸作物においては、生産者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、産地等が衰退してきています。そのため、廃園や離農される前に、新規就

農者等による継承対策を講じ、産地等を守り育てていかなければなりません。これらのことから、①米・麦・大豆等の土地利用型作物の不適な地域や獣害地域に対応した新たな作物の推進等、地域の特色を活かした特産作物を強力に推進するとともに支援を充実されたい。

②つ目には、野菜や果樹及び畜産経営は、資材や設備に大きな投資がされていることから、園地や施設を有効に活用し借り手と貸し手のマッチング対策や事業継承に対する相互理解、流動化による新規就農の対策を講じられたい。

④つ目に、農業経営の発展・確立のためには、現状の農業生産だけでなく、複合化や6次産業化等の経営の高度化が重要で、それを円滑に進めるには、農業経営者と流通業者・加工業者等とのコーディネートができる人材が必要です。そのため、6次産業化プランナーに流通業者・加工業者等とのコーディネーターの登録を推進されたい、ということで新規であげています。

⑤つ目には、ビニールハウスや機械施設設備の新たな投資に対し、国費の対象とされない部分について市独自の補助制度を設けられたい、という形であげています。

続いて、「(2) 地産地消並びに食育の推進について」ということで10ページへ進みます。

消費者や実需者のニーズに応じた農産物生産や加工の拡大と流通、販路の確保等の一体的な取り組みや、学校給食の食育を含めた地産地消の推進システムの構築など、地産地消や食育をより一層推進するため、次の施策を講じられたい。

①つ目に、地場農産物の生産拡大や流通促進と消費拡大等、消費者と生産者が一緒になって取り組む地産地消運動や次世代を担う子どもたちへの食育活動を展開するなど、より一層の普及推進活動を実施し、農業を基軸とした地域活性化を図られたい。

②つ目に、市内企業の給食への売り込みや、学校給食の完全地元農産物の使用をめざす等、地産地消の拡大推進とともに、安定的に提供できるシステムを構築されたい。

③つ目は、今回皆様の意見で出ていました、残留農薬や食品添加物、遺伝子組換え食品、輸入原材料の原産地表示等、食の安全・安心について階層別メニューを作成し、食農教育の充実を図られたい、を新たに追加しました。

続いて、6つ目の「新たな農業委員会制度の構築」というテーマに入ります。昨年は、通常国会において農業委員会法および農地法等の改正法が成立し、本年4月1日より施行されました。農業委員会組織は従来にも増して、「土地と人」の要の対策である農地利用の最適化の推進をはじめ、農地情報の収集・提供、担い手の育成・確保に強力に取り組み、目に見える成果を示すことが求められています。

市におかれましても、農業委員会との関係をより強化され、新たな制度の下での農業委員会運営を円滑に進めることができるように組織整備に努められたい。

①つ目に、農業委員会は、これまで時代の変化に対応しつつ、独立した行政委員会として、「土地と人」対策を通じて、地域農業の発展に取り組んできました。今後も、地域に根ざした農業委員会・農業委員が「自身と誇り」「やる気」「情熱」をもって、役割・機能を十全に果たしていくことが極めて重要であります。

本市の農業や農村振興を見据えた農業委員会制度となるよう、「新たな農業委員会

制度検討委員会」を市の諮問機関に準ずるものとして取り扱われるとともに、その検討結果を踏まえながら市独自の体制を構築されたい。

②つ目に、権限委譲された農業委員会の農地法にかかる業務は県下で同じ運用が必要であることから、一定の業務水準が確保されるよう農業委員会予算の確保を図られたい。また、事務局体制を整備・強化するため積極的な対応による専任職員の十分な配置をされたい、ということでもとめました。

以上、「遊休農地の解消」「特産振興の推進」「新たな農業委員会制度の構築」をテーマにまとめさせていただきました。説明は以上です。

議長 それでは、今説明のあった4番、5番、6番についてご意見をいただきたいと思  
います。

10番 特産とは他の地域に勝つから「特産」になるのだろうと思う。勝てる理由は、地場に合っているかとか、流通で価格を下げられるかとかあるが、そういうことも含めて戦略作物としての作り上げが必要なのではないかと思う。また、地場の伝統野菜、これは守り続けていかないといけない。経営という面から見たら、いかにトータル的な戦略が取れるか、これで特産品づくりをやればいいのかと思う。また、「安全・安心」ということも戦略面では大切なことなので、しっかり追求していかないといけない。逆に、安心・安全は子どもたちの未来のために絶対必要な部分なので、これを崩さないで特産としてのしっかりした戦略を取ることが必要と思う。だから、この施策は基本的に大賛成なのですが、生産から流通までを含めた形で一貫したものにしてほしい。

12番 米の価格が下がっているが、米もここの特産物である。東近江市の米を非農家の人はあまり食べていない。東近江市で作った米は東近江市で食べられる、その販路を確立すべきである。農協でも東近江市の米を売っておられない。市長も言われているように、市内のスーパーに東近江市産の米が出ていない。野菜でも同じだが、利益を出すためにはある程度の価格で売らないとだめ。東近江市は土壌が良いので、高価なものを作らないといけないと思う。  
それと、「コーディネーターの登録」とあるが、どういう意味か尋ねたい。

事務局 検討チームの意見としては、生産・加工・販売までマネジメントが必要なことから、それぞれ研修会等の開催が必要ということでしたが、それを踏まえて、毎年滋賀県農業会議でも県下市町の農業委員の意見を集めて県へ要望されておられます。その中で、「担い手の経営支援対策の充実」という形で取りまとめられていました。その中で、それぞれ個別ではなく、コーディネートする人材を育てていく必要があるということでもとめられていましたので、それを使わせていただき同じような形であげさせてもらっています。

13番 6次産業化の中でマネジメントが必要ということは我々の中で出た話で、6次産業化を農家が全部やってしまうことが可能かどうかということ。きちっと押さえる人がなかったら、6次産業などできない。生産したものを加工して売るとなると、色々な法律が絡んでくる。食品衛生法、生産者責任法もある。これが一番怖

いが、生産者責任法は加入していないと大変なことになる。食中毒、異物混入ということになれば、生産者の責任を問われる時代。そうなる農業だけでなく家そのものが壊れる可能性もある。市も6次産業化を推進するのであれば、それだけの人材を置いてなければできないと思う。県も市も6次産業と簡単に言いすぎていると感じる。食品衛生法で、表示項目が一杯増えた。炊き込みご飯を売る場合でも、今までは使用する醤油は「醤油」という表示でよかったが、これからはその醤油に使われている原材料を全部表示しないとイケない。それをきちっとやらなければ「その商品おかしい」と言われて大変なことになる。6次産業とはそういうものということをしちゃんと押さえた上で取り組まないとイケない。我々は正直、県や市にもっとしっかりしてもらいたいと言いたい、そのための意見。

6番 6次産業というと、何か将来に花があるような言い方をされるが、数字的には企業がやっている方が圧倒的に多い。農家がやっているというのは微々たるもの。そういう実態を見ていないとイケない。幻想ではだめ。

13番 農産物の輸出でも、ほとんどが加工食品である。農産物は増えてはいるがまだごく少ない。

議長 先ほど言われたように地元のスーパーでも地元の米が売られていないというのは寂しい話である。値段は別としても、置いてほしい。産地間競争に負けないよう、消費者に買ってもらえるにはどういう米作りをしていかないとイケないか。行政もそういう提案をしていってほしい。

議長 本日の議題、全般を通して何かご質問等ございませんか。

14番 今の米の件ですが、農協では蔵出し商談制度といって、地元の米を低温倉庫で1年間保存して、予約していただいた人に売るというやり方で売っている。市内のスーパーに地元の米が出ていないことについては、一つは流通の問題で、滋賀県産の表示で、各農協から全農のパールライスに出したものをパールライスから県内のスーパーや平和堂にも出している。市内産の米を市内で売ろうとするとロットの問題と、平和堂もよその店舗に持って行けない米があることなど、その辺の折り合いが難しいという問題がある。ただ、学校給食には入札で、それぞれ管内の農協がコシヒカリを供給させていただいているのでご承知願いたい。直売所で売るのは良いが、市長が言われるのは、平和堂に市内産の米が置いていない、だめではないかということ。どうも東近江、滋賀県は量を獲り過ぎるように思う。良い米はもっと量を少なく獲って高く売らないと思う。

議長 他にご意見ございませんか。  
無いようでございます。平成29年度「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書（案）については、ご承認いただいたものといたします。  
今回お出しいただいた意見も踏まえ、事務局で意見書の素案を修正していただきます。その後、農地部会へもお諮りしたあと、9月の農業振興部会で決定いただ

く計画で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 特に質問等なければ、本日の協議事項は終了といたします。  
ご協力ありがとうございました。

閉 会 午前 11 時 35 分終了

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

5 番

6 番